

「別記7」 騒音等調査要領
(第167条)

環境調査要領

1 騒音に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 (昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号) 備考に 準拠する。	
測 定 箇 所 の 所 在	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごと の測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力	
マイクロホンの位置	工事実施上予想される発生源から測線上に2点を取り、それ ぞれ10メートル及び30メートルの地点を標準とする。	

2 振動に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）備考に準拠する。	
測 定 箇 所 の 所 在	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力、地震	
ピックアップの位置	工事实施上予想される発生源から測線上に3点を取り、発生源及び10メートル、40メートルの地点を標準とする。	

3 井戸に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
井 戸 調 査	<p>所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等） 規模（測定不可能な場合は、聴取調査）、調査年月日、水面高（穂高）水深、備考欄に井戸枠天端の標高を記入するとともに、水道の有無を調査する。また、ポンプ等施設が付随する場合は構造・規模等も調査する。 なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定する。</p>	